

2014 年 9 月 19 日

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「脆弱な銀行の特定と取扱いに関する監督上のガイドライン」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から 6 月 18 日に公表された「脆弱な銀行の特定と取扱いに関する監督上のガイドライン」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

1. ストレステスト (stress testing) (パラグラフ 52・56)

われわれは、ストレステストが銀行監督の観点から有効な手段であることは認識している。しかしながら、ストレステストの結果を、監督当局のアクション（例えば、業務改善命令、業務停止命令や資本政策への介入等、経営の自由度に制約を与えるような措置）の判断材料のひとつとして利用する際は、ストレステストの結果はシナリオの深度に大きく左右されるにも関わらず、ストレスシナリオの深度が主観的とならざるを得ない点や、シナリオは同じであっても、その結果は損失推定モデルに依存するため、個社ごとに差が生じる点にご留意頂きたい。

さらに、実際に監督当局のアクションに結び付けるような運用を行った場合には、以下のような懸念点が考えられる。

- (1) 複数国にまたがって業務を営んでいる金融機関（例：ホスト国における支店・子会社）の場合、ホスト国におけるストレステストの結果に基づいて監督当局のアクションが発動された場合、当該金融機関の当該拠点の業務が制約（例えば、ホーム国への送金や配当の制限）を受ける可能性がある。また、各国当局が設定するストレステストのシナリオについては、緩い国と厳しい国との間で差が生じることが想定されるため、金融機関間で不公平が生じ、レベルプレイングフィールド上問題が生じる可能性がある。
- (2) 損失推定モデルが、銀行により異なる可能性がある。すなわち、同じ深度のシナリオを同じ資産・負債項目に適用した場合でも、銀行間で適用結果に差が生じてしまう。さらに、極端なシナリオになればなるほど、その結果はモデルに依存するため、大きな差が生じる可能性がある。

2. 是正措置（パラグラフ 107）

是正措置発動の判断材料として、各種の指標やツールを用いることは当然のことと考えるが、単一の指標やツールにもとづいて判断を行うべきではない。当該措置は、総合的判断に基づいて発動されることを明記すべきである。

とりわけ、マーケット指標については、それを客観的な判断材料のひとつとして利用することは理解する。しかし、それを是正措置のトリガーとしてそのまま用いることの是非については、より具体的かつ慎重な議論を求めたい。なぜならば、マーケット指標は、指標種類にもよるが、個別行の信用力やその健全性とは直接的に関係のない市場環境等による事象の影響を大きく受けるうえ、その波及効果によっては、負の連鎖反応が生じる懸念があることに留意いただきたい。

3. 脆弱な点の公表（パラグラフ 231～237）

個別金融機関に関する脆弱な点を公表することは、金融市場の健全性・安定性に資するなどそのプラス効果があることは否定しない。しかし、脆弱な点の公表に関する監督当局による市場とのコミュニケーションの充実が必要であることも、同時にガイドラインの中に明記すべきである。特に、ストレステスト結果を脆弱性を判断するための材料のひとつとして用いる場合には、監督当局による市場とのコミュニケーションについて一層の充実が求められる。また、脆弱な金融機関を特定して公表する場合には、当該金融機関との事前の十分な監督上の対話が必要であることも、併せてガイドラインの中に明記していただきたい。

公表結果を適切に解釈する能力が不足すると、金融市場に不安感を増幅させ、負の効果だけが大きく生じる可能性があることに留意すべきである。また、脆弱な金融機関を特定して公表することは、金融システム不安のトリガーとなり得ること、また、当該金融機関の自律的再建を難しくすることもなりかねず、結果的に、負の連鎖をもたらす可能性がある。当該金融機関に対して、自行のビジネスモデル・特性・実態や再建策等に関する説明責任を果たす機会が奪われないような運用が行われるべきである。

以 上